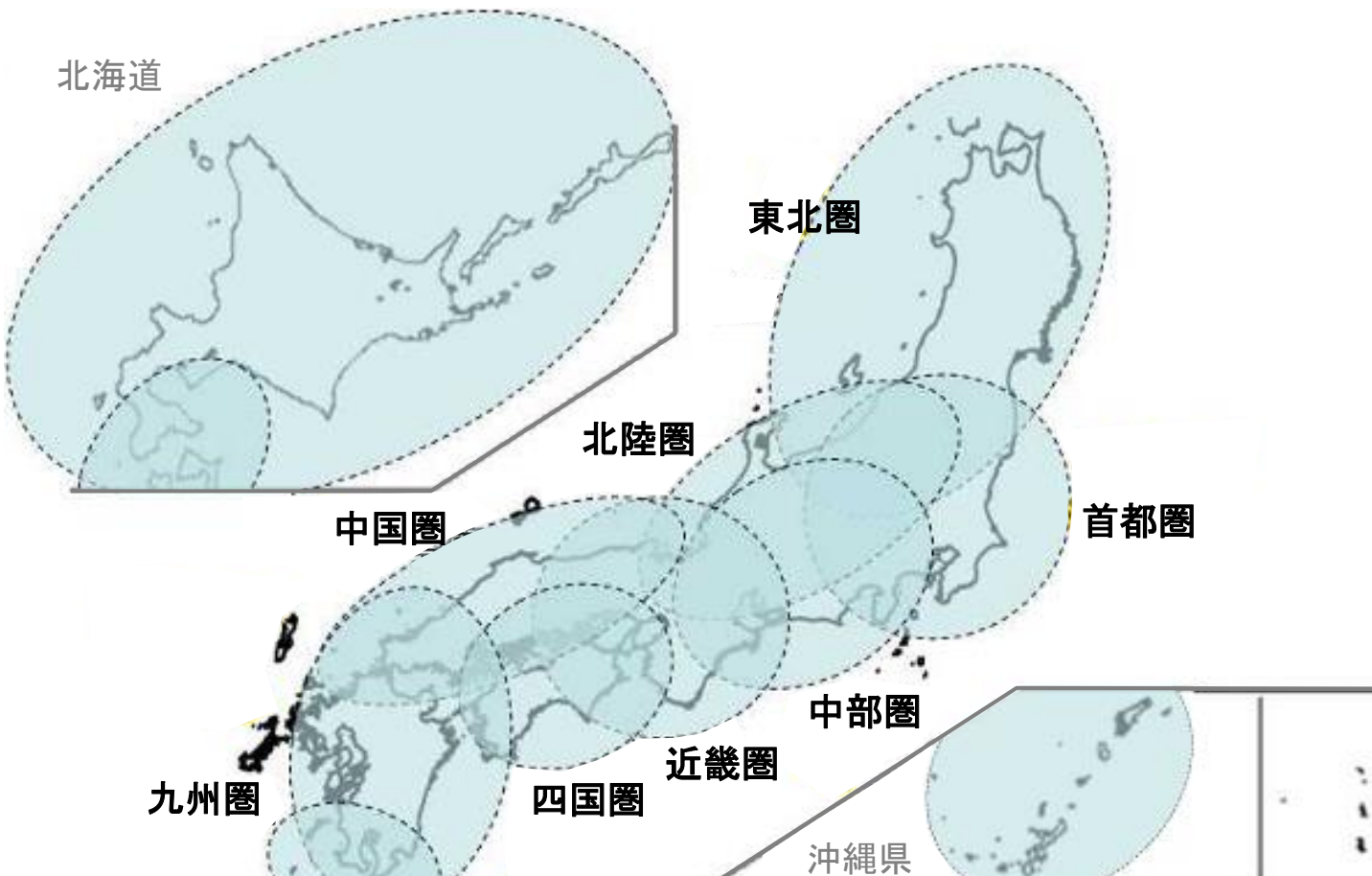


広域地方計画 ～ブロックの国土形成に係る総合的・基本的計画～	
目的	「広域ブロックの地域特性に応じた施策展開により自立的に発展する圏域の形成」を目指し、広域ブロックにおける <b>国土の利用、整備及び保全を推進するための総合的かつ基本的な計画</b> を定める。
計画の対象	<b>国土の利用、整備及び保全に関する</b> 府省にまたがる <b>施策全般</b>
計画期間	2050年という長期を展望しつつ、 <b>概ね10年間</b>
根拠法	国土形成計画法
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方圏を取り巻く情勢</li> <li>○目指すべき将来像と実現に向けた<b>基本方針</b></li> <li>○将来像実現に向けた<b>具体的方策及び取組</b></li> </ul>
策定圏域	<p><b>全国8つの広域圏</b></p>  <p>（北海道、沖縄県は、それぞれ北海道総合開発計画及び沖縄振興計画を策定）</p>